

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定によつて、開発行為に関する工事の完了について、次のとおり公告する。

平成十九年九月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

廿日市市新宮二丁目甲二三一番一、二三二番一、二三三番一、二三四番一、一三三四番七、二三五番九、二三六番二、二三七番、二三八番、二三九番一、二三六番二地先道路、甲二二一番一地先水路、二三二番一地先水路、二三三番一地先水路、二三四番七地先水路、二三五番九地先水路、二三七番地先水路、二三八番地先水路、二三九番一地先水路

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

廿日市市上平良一六二番地の一

株式会社サンコウ企画

代表取締役 三口 千代子